

令和 8 年度伊豆の国市入札監視委員会第 1 回定例会議議事概要

1 開催日時 令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 1 時 55 分～午後 3 時 30 分

2 開催場所 伊豆長岡庁舎 3 階 第 4 会議室

3 出席者（委員）

会長	蓼沼 智行	委員	大谷 良則
委員	杉山 成一		

出席者（説明者）

財務課契約室長
財務課契約室主査
財務課契約室主任主事
建設課長
建設課土木 1 係長
歴史・文化課長
歴史・文化課副参事兼文化財係長
管財営繕課長
管財営繕課主査

出席者（事務局）

行政経営課長
行政経営課検査室長
行政経営課主査

4 議長について

伊豆の国市入札監視委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、会長が議長を務め、議事の進行を行った。

5 議事

(1) 令和 7 年度下期（令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）工事請負契約状況について

財務課契約室が資料に基づき、令和 7 年度下期に契約した請負金額 200 万円を超える工事の件数及び入札参加資格停止の運用状況について説明した。

(2) 抽出事案の審議について

① 令和 7 年度 準用河川洞川流域浸水対策事業 準用河川洞川改修工事

建設課が資料に基づき工事概要等を説明し、委員からの質疑に対応した。

（別紙 1）

② 令和 7 年度 歴史・文化拠点施設整備事業（仮称）伊豆の国歴史館外構

工事その 1

歴史・文化課が資料に基づき工事概要等を説明し、委員からの質疑に対応した。(別紙 2)

③ 令和 7 年度 歴史・文化拠点施設整備事業 場内雨水貯留施設整備工事

歴史・文化課が資料に基づき工事概要等を説明し、委員からの質疑に対応した。(別紙 3)

④ 令和 7 年度 市営住宅解体事業 田京住宅解体工事

管財営繕課が資料に基づき、工事概要等を説明し、委員からの質疑に対応した。(別紙 4)

⑤ 審議事案全体を通して (別紙 5)

(3) その他事務連絡

※詳細については、別紙 1 から別紙 5 を参照

6 審議結果

全ての審議対象事案における入札手続きについて、適正に処理されていることが確認された。

別紙 1

① 令和 7 年度 準用河川洞川流域浸水対策事業 準用河川洞川改修工事	
質問、意見	回答
Q 1 低入札価格調査報告書における受注業者の経営内容及び信用状態に関する記載、経営事項審査の結果報告書、一般管理費が低い理由の説明、そこに整合性が取れていないように思う。 一般的に考えて、調査報告書に記載された営業利益に於いては役員報酬等を下げるとは考え辛い。 受注者の説明に違和感なかったか。	A 1 特に違和感はなかった。
Q 2 辞退した応札業者が、その理由として配置予定技術者の退職をあげている。 経営事項審査の結果報告書を読むと人は足りているように思える。 その場合、別の人間を充てることは出来るか 意見 受注者及び辞退業者の主張を経営事項審査の結果報告書から検証	A 2 入札参加資格の申し込み時の確認申請書には技術者は 2 名記載されていたが、その内 1 名が退職するとのことだった。 可能である。 受注者は、一昨年度まで、本工事を継続して受注してきた。受注意欲は高かったと推

すると、低入札価格調査委員会において本工事の審議が簡素に完了しているのはいかなものか。 より掘り下げて審議をしていたきたい。 Q 3 施工延長はどのくらいか。また、国や県からの補助金はあるのか。 工事 1 mあたりの単価を計算すると、高額に思える。 農業用水の箇所を施工している。稲刈りが完了するまでは施工できないということか。また、10月契約とのことだが、実質工期はどの程度か。 Q 4 毎年度、区間を分けて継続的に実施している工事だと思うが、今回施工区間の手前部分も、受注者が施工しているのか。 異なる業者が施工することで、前年度施工箇所との接続部分において不具合、施工不良が発生することはないか。 Q 5	測する。 A 3 年間50m前後の施工延長である。県から、1 / 3の補助金が出る。 主要材料が特殊なフリュームであるため、高額となる。 稲刈りが完了するまでは施工できない。河川工事なので、渇水期の施工になるという事情もある。実質工期は5か月程度。材料作成に時間が掛り、その後に現場作業の開始となる。 A 4 令和6年度は辞退業者が受注した。 令和5年度からさかのぼって、3年程は受注者が施工してきた。 発生しない。 市内においても技術力の高い業者が施工している。適切に施工している。 A 5
---	---

辞退業者も本工事箇所の受注経験があり、工事内容を熟知している。 受注者と辞退業者の工事金額の内訳を比較すると辞退業者の工事原価が低い。 辞退業者の工事原価は他の応札業者と比較しても抜きん出て低い。 何か理由は分かるか。	低入札価格調査委員会において、辞退業者の内訳の理由は聞いていない。
Q 6 本工事は、低入札価格の基準額を超えて入札していれば、辞退業者が受注したはずである。 その場合、配置予定の技術者が確保できないという理由で辞退したら、ペナルティになるか。 今回は、低入札だから辞退してもペナルティが発生しなかったということか。	A 6 ペナルティが発生する。 落札前だったので、ペナルティが発生しなかった。落札後ならば、ペナルティが発生する。
Q 7 現場管理費は直接工事費の何％か。	A 7 工事金額によって経費のパーセンテージは変動する。今回は、純工事費の35%。
Q 8 この工事は引き続き施工していくのか。また、施工箇所周辺について説明願いたい。	A 8 現在の計画では、令和14年まで施工する予定である。 県道函南停車場反射炉線との交差点まで

Q 9 全部県から1/3の補助があるのか。 Q 10 いずれにせよ、辞退業者に違和感 はなかったということか。工事は無 事に完了しているが。 意見 辞退業者は、低入札にならなけれ ばペナルティが発生した。 入札する前に技術者の離職を把 握しているならば、入札に参加しな ければ良い。	水路改修を続ける。地域としては、南條と寺 家の境界にあたる。国道136号、ホームセン ターが立地している交差点を東方向に進ん だ市道、そこから2本南の市道沿いを流れ る水路が工事箇所である。 A 9 今のところは県から1/3の補助が下りて いるが、県の方にも予算の都合がある。市と しては、1/3の補助金の下りるつもりで工 事を進めていく。 A 10 はい。
【審議結果】 適正に処理されていることが確認された。	

別紙 2

② 令和 7 年度 歴史・文化拠点施設整備事業 （仮称）伊豆の国歴史館外構工事その 1	
質問、意見	回答
Q 1 随意契約である次の審議案件にも関連するが、歴史館建物本体の工事との施工期間の重なりについて説明いただきたい。 本審議案件も次の審議案件も建物本体の工事と施工期間が重複している中、本工事を入札に付し、次の審議案件である場内雨水貯留施設整備工事を随意契約とした理由は何か。 貯水工事で池の様なものを設置するという施工上の危険性を考慮して、本体工事を受注している業者に施工してもらった方が安全だという判断か。 外構工事その 2、その 3 はあるの	A 1 歴史館本体の工事が、令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 27 日まで。 外構工事その 1 が、令和 7 年 10 月 11 日から令和 8 年 3 月 27 日まで。 次の審議案件である場内雨水貯留施設整備工事が、令和 7 年 12 月 23 日から令和 8 年 3 月 27 日まで。 本工事は本体工事の仮囲いの外側を施工する工事であったので、入札に付し、幅広い業者に参加して貰おうと考えた。 場内雨水貯留施設整備工事は、仮囲いを跨ぐ工事であり、工事内容も貯留施設という小さな池を設置する様な工事のため、分離して発注するのも難しく、面積的に大きな本体工事を受注している業者と随意契約を行うこととした。 はい。 その 2 がある。その 2 工事は、仮囲いの内

か。	側であり、本体工事の外構部分であるので本体工事受注者との随意契約とした。
Q 2 落札率が高いのではなく、設計金額が低いのではないかと思う。	A 2 本工事は、国や県の単価を用いて設計している。 看板の撤去及び見切りブロックの部材のみ見積にて設計している。その他は県の単価を使用しており、設計金額が低いということはない。
Q 3 本工事は1回目の応札にて受注者が決まらず、2回目の応札にて受注者が決定している。 受注者が提示した1回目と2回目の応札額の差は10万円。当初は予定価格を4万円超過している。予定価格を知らずに成立するのか。 次点業者は受注者よりも5万円低い金額を提示している。綺麗に前後している。	A 3 1回目の応札終了後、応札業者に対し、最も低い応札金額とそれを提示した業者名は伝えている。 見積部分が少なく、殆どが公共単価ということで計算は容易である。 応札業者からすれば、1回目に提示した金額が予定価格を大幅に超過しているわけではないという感覚はあったと推測する。
Q 4 そもそもこの工事は必要だったのか。 元々ポールが設置されており、土の部分をコンクリートにただけではないか。	A 4 本工事は、菰山駅からの来館者に対して歩道の整備を目的としている。 施工箇所は、工事前、緑地帯として使用していた。 歴史館は、菰山時代劇場駐車場の一番南側に位置しているが、歴史館まで歩いて行

Q 5 歩道を整備したということだが、そもそも歴史館にそこまで来館者が来るのか。 市内・市外で分けて統計を取っているか。 小中学校の生徒は既に来館しているか。 Q 6 本工事は緑地帯の歩道化、歩道整備ということだが、駐車場の整備も併せてやっていると思われる。	ける通路が無かった。 既設の駐車場灯が緑地帯部分に設置されていたので、幅を1.4m拡幅し、歩道として整備した。 A 5 歴史館は5月31日にオープンしたが、6月の来館者が3,683人、7月が1,996人。 有料来館者を市外、無料来館者を市内と見立て統計を取っている。 6月は市内が1,901人、市外が1,782人。 7月は、市外が786人、市内が1,210人。 小中学生は大勢来館している。 毎年、授業の一環で市内・市外の小学校6年生が伊豆の国市内の史跡巡りを行う。 通常は5月頃から始まるが、今年は5月31日に歴史館がオープンするということで、どの学校も歴史館を利用したいという希望があり、オープンに合わせて史跡巡りのスケジュールを組んだ学校が多かった。そのため、6月に小学生が多く来館した。 A 6 駐車場の舗装は歩道整備の影響部分のみ施工している。駐車場整備は実施していない。
---	--

着前、着後で駐車場のラインの状態に変化が感じられない。 来館者はこの歩道を歩いているか。葦山駅から直線的に駐車場を横断した方が早いのではないか。 Q 7 工事費内訳書のまとめ表において、2 回目の応札時における内訳について、斜線が入っているのはどういう意味か。 受注者以外に応札したのは 1 者のみであったが、斜線になっている。 意見 2 回目の応札時、他の 2 者は辞退している。これ以上安いならば応札しないという意味だと推測する。 落札者以外に応札者した 1 者も 1 回目から少ししか金額を下げていない。	区画線を簡単に引き直した程度である。 元々、駐車場の舗装がひび割れており、区画線の舗装への溶着具合が良くなかった。 距離的にほとんど変わりはない。歩道部分を白く塗装し、歴史館へのアプローチであることを分かるようにしてある。 A 7 2 回目の応札における工事費内訳書は、落札業者からのみ頂いている。 もう 1 者の内訳は不明であるので斜線を引いてある。
【審議結果】 適正に処理されていることが確認された。	

別紙 3

③ 令和 7 年度 歴史・文化拠点施設整備事業 場内雨水貯留施設整備工事	
質問、意見	回答
Q 1 受注者から提出された見積書の金額と予定価格との差は 3 万円。この 3 万円の差は何か。 初めに受注者から見積をもらい、それをベースに 3 万円金額を上乗せした設計書を作成したのではないか。 今回審議対象になっていない他の随意契約案件も、市が設計書を組み立て、予定価格を決定し、業者が見積書を提出し請負金額が定まる。そういう理解でよいか。 随意契約の際は、受注予定の業者より見積をもらい、それを市の内部で検討し、設計を組み立てるというケースが多いと、これまでの入札監視委員会での議論でもあったと記	A 1 本工事は、設計コンサルタント業者に設計を委託している。 コンサルタント業者が設計した内容を市の方で再度精査して、設計・発注している。 設計に受注者の関与はない。あくまでも、市が設計したものに対して受注者が応札している。 設計前に受注者から見積を受け取っていない。市が積算した設計書に対して、受注者が 3 万円安く応札してきた。 基本的にはその理解で良い。 本工事は調整池の計算等あるので、コンサルタント業者に設計業務を発注し、その成果品に基づき設計している。 参考見積を徴取して、その内容を参考に

憶しているが、違うのか。 Q 2 建物本体の工事が進んでいる中で、本工事を本体工事受注者と随意契約している。 当初設計より雨水排水のための設備を組み込んで発注、入札に付すことは出来なかったのか。 建築確認の段階になって問題が発生したという理解でよろしいか。	設計することもあるが、本工事は該当しない。 受注者の応札額が予定価格と近似しているのは、U型カルバート以外全て公共単価を利用していることに起因する。 昨今の建設業者は公共単価に対する知見が深く、設計書の金額を正確に予測できる。 A 2 当初、雨水貯留施設自体が土地利用の中で必要なかった。 歴史館を整備する事業において、途中、建築確認の変更を行っている。その中で、土地利用委員会より、貯留施設が必要との判断があった。その後、貯留施設の設計を発注し事業に着手した。 そのため、本工事の契約時期は12月中旬となっている。 本工事は建築確認と土地利用の事業に付随して、本体工事が進む中で発注の必要に迫られたので、当初設計に組み込むことができなかった。 シェルターという日陰を作る設備と歴史館裏に比較的大型の物置を設置しているが、建蔽容積の関係で、建蔽率に対する建物の延べ床面積が超過することが明らかになった。 その結果、土地利用の規定上、土地利用委
---	---

歴史館本体の設計に、本工事を設計したコンサルタントは関与しているか。 コンサルタント業者はどの様にして選定されるのか。 年度ごとに決まっているのか、あるいは事業ごとに外注するような別のコンサルタント業者がいるのか。 外構工事の設計コンサルタント業務の請負金額はいくらか。	員会の承認を再度取得しなければならず、再度土地利用の承認を取得しようとした際に、貯留施設の整備が必要との判断を頂いたので、本体工事の後になって本工事を発注したという経緯がある。 歴史館本体のコンサルタント業者と外構工事のコンサルタント業者は、全くの別業者である。 本事案については、入札案件ではない。 伊豆の国市に指名業者として登録のある業者の中から、市内で登録されているコンサルタント業者を抽出し、見積り合わせを行った上で選定している。 建物本体の設計業務は金額が高いので入札に付している。外構工事に関しては、原課の方で選定している。 93万5千円。
【審議結果】 適正に処理されていることが確認された。	

別紙 4

④ 令和 7 年度 市営住宅解体事業 田京住宅解体工事	
質問、意見	回答
Q 1 設計金額と受注者の内訳書と比較すると、保全工事で約250万円、一般管理費で400万円近い差がある。 保全工事はどのような内容か。 受注者の提示した保全工事に関する金額は他の応札業者よりもかなり安い。 どうして差が生まれるのか。 設計の際は、重機を所有していることを前提にしているか。それとも、重機は落札業者がレンタルすることを前提にしているか。 面積当たり何円という単価だけ計算してあるという意味か。 Q 2 この市営住宅はいつまで供与し	A 1 解体工事完了後に該当箇所を保全するための工事となる。 解体完了後に敷地を整地し、再生砕石を厚さ10cmで敷き均した。また、進入防止を図るため、直径150mm、長さ2m程度の松杭を2m間隔で設置し、杭と杭の間を3本のロープで繋いでいる。 会社内に土木部門を有しているかどうか金額に差を生じさせていると推測する。 会社で重機を所有していれば、この手の工事を安価に仕上げることができる。 重機を持っていない会社は少し高額となる。 一般的に通じる価格で見積依頼をしている。 重機所有を前提に設計しているわけではない。 そのとおりである。 A 2 令和3年まで使用していた。

ていたか	令和４年供用廃止。
Q 3 一般管理費が400万円近く違う。工期はどのくらいか。	A 3 一般管理費が低いのは企業努力によるところだと考える。 工期は、令和７年11月13日から令和８年の３月19日まで。工事自体は、工期末ぎりぎりまで施工していた。
市営住宅は全部で何棟あったか。	全部で４棟あった。
解体するだけで、建築するわけではない。	足場の設置、解体、足場の撤去を繰り返す必要があるため、手間がかかった。
周りに民家はあるか。	民家と隣接している。北側と東側に民家がある。南側と西側は畑や竹藪になっている。
Q 4 受注者は重機業者あるいは解体業者か。また、所在地はどこか。	A 4 土木工事を事業の主軸にしている。 所在地は長泉である。 受注者は自社で処分場を有しており、落札金額が低廉となった理由の一つである。 他の業者にも当てはまる話であるが、処分場を有している業者は工事を安価に施工できる。 昨年においては、コンクリートの処分単価が非常に高額だったので、本工事の様なコンクリート造りの建築物においては、他

Q 5 実際より応札金額が高額でも、この業者は落札できたと思う。 市の財政的には、低廉な請負金額というのは都合がよい。 安価な請負金額でも廃材等の処分を責任もって実施してくれるのかという懸念点があるが、自社で処分場を有しているということで合理的な説明かと思う。 処分場はどこにあるか？ 長泉の業者ならば、伊豆の国市まで応札しに来なくとも、御殿場、裾野、沼津、三島あたりで十分受注出来そうではある。 当時、偶々仕事が無かったのか。 過去に伊豆の国市の工事はどの程度受注しているか。 年1件程度、伊豆の国市で解体工事を受注しているということか。	業者と比較して圧倒的に安価となる。 A 5 受注者よりヒアリングしたところでは、受注者は当時手持ちの工事がなく、安価であっても工事を受注・施工する方がメリットになるので応札金額を下げたとのことだった。 処分場は、長泉の南一色にある。 廃プラスチック、ガラス、コンクリートくず、がれき関係類を処分することが出来る。 建物解体工事で発生する廃棄物の大半を自社で処分できる強みを持っている。 受注者より、偶々仕事がなかったと聞いている。 一昨年、保育園の解体工事を行っている。 令和6年度に、長岡保育園の園舎の解体工事を施工している。 丁度タイミングが重なったという印象である。
---	--

継続的に受注しているというよりは、単発で受注する時があるということか。 Q 6 施工後も特に問題ないか。 落札率が非常に低廉であったため、問題があるかと思い審議案件に選んだが、理由を聞いて適正であることが分かった。	そのとおりである。 A 6 問題ない。適切な業者であると感じている。
【審議結果】 適正に処理されていることが確認された。	

別紙 5

⑤ 審議事案全体を通して	
質問、意見	回答
意見 低入札価格調査委員会において、数字の確認を入念に行ってもらいたい。 営業利益等、応札業者が提出してきた資料を、経営事項審査結果などを利用し確認していただきたい。 本会議の全ての審議対象事案における入札手続について、委員会では適正に処理されていることを認めたものとする。	
【審議結果】 全ての審議対象事案における入札手続について、適正に処理されていることが確認された。	